

平成24年
サービス開始予定

でんさいネット

(全銀電子債権ネットワーク)について!

支払企業のお悩み

- 手形の場合、事務手続きが面倒。搬送代の負担もかなりのもの…。
- 手形は、印紙税負担も…。
- 支払手段を一本化して効率化したい…。



納入企業のお悩み

- 手形は保管が面倒なうえ、紛失や盗難も心配…。
- 手形も、必要な分だけ譲渡や割引ができればいいのに…。
- 取立手続きが大変…。
- 入金日までの資金繰りがきびしい…。

電子債権ですっきり解決

●ペーパーレスでラクラク手続き! 搬送代もフリーに!

電子債権を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減され、手形の搬送コストも削減できます。

●印紙税がフリーに!

手形とは違い、印紙税が課税されません。

●支払手段が一本化され、 効率的に!

手形、振込、一括決済など、複数の支払い手段が一本化され効率的です。



●ペーパーレスで安心・安全! 保管も不要!

ペーパーレスにすれば、紛失や盗難の心配がなく、厳重に保管、管理する必要がありません。無駄な管理コストを削減することができます。

●分割できます!

必要に応じて分割し、譲渡や割引ができます。手形にはない、電子債権特有の大きなメリットです。

●期日になると自動入金!

支払期日に名古屋銀行の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きが不要です。手形と異なり、支払期日当日から資金をご利用いただけます。

●債権を有効活用!

電子債権は流通性の高い債権です。これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効活用できます。



名古屋銀行

でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ

1 電子債権の発生

お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。

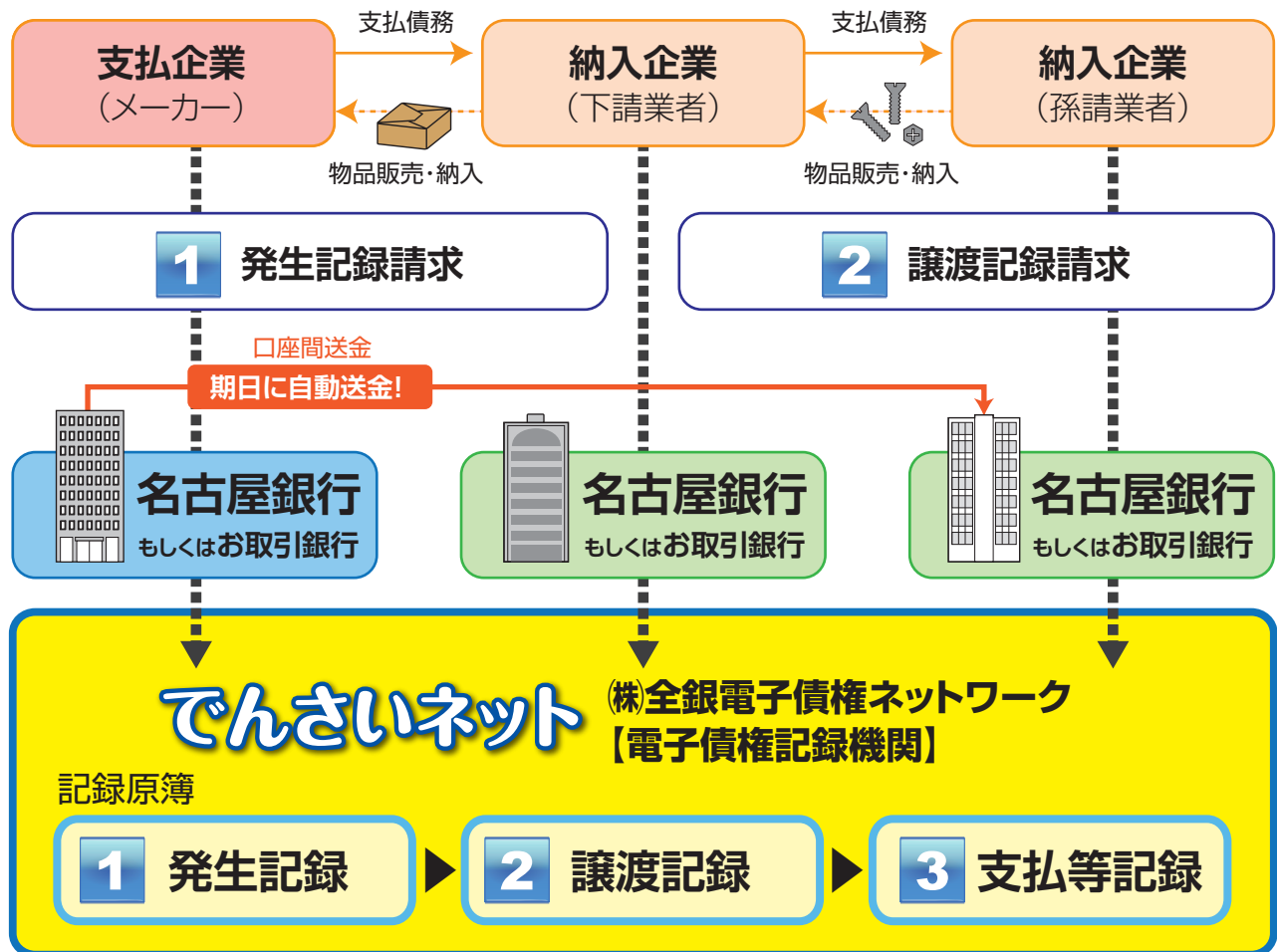
2 電子債権の譲渡

お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

3 電子債権の支払

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落とし、納入企業の口座へ払込が行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続きは一切不要です。

また、手形と異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。



(株)全銀電子債権ネットワーク…… 銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献します。

電子債権とは

手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

特長

■ 全国規模の安心ネットワーク

実績ある全国の銀行間ネットワークを活用することにより、安心で信頼できるサービスを提供できます。

■ 銀行との連携による簡易な決済方法の実現

銀行との連携により、期日になると自動的に登録された口座に払込が行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような、面倒な手続は不要です。

名古屋銀行からのダイレクトメール、または電話による商品・サービスのご案内について、お客さまがご希望されない場合は下記へお申出ください。ダイレクトメールやお電話を停止させていただきます。

詳しくはお取引店窓口
またはカスタマーセンターでんさい担当へ
Tel.052-735-5682

受付時間/平日 9:00~17:30 土日祝・銀行の休業日は除きます

2012.4.20現在

名古屋銀行

検索



名古屋銀行